

# 信州安保法制違憲訴訟

## 訴訟の会 ニュース

### 長野地裁 不当判決！ 憲法判断せず！ 憲法破壊の主役になった



長野地方裁判所で6月25日、判決があり、単に「請求の棄却」のみならず、私たち原告・弁護団が訴えてきた事の全てを「無視」する、憲法判断に触れないどころか「戦争やテロの被害を受けてから訴えろ」とでも言うような、憲法も民主主義も蔑ろにする不当判決でした。

**控訴します！**  
控訴審とは？

本裁判は控訴により、東京高裁に訴訟の場所を移します。日本は三審制をとっており、基本的には、地方裁判所(地裁)、高等裁判所(高裁)、最高裁判所(最高裁)の三段階で審理を求めることが可能となっています。

今回地裁判決が下りました。この判決に不服があるとして(長野地裁の控訴審の管轄である)東京高裁宛てに控訴を申し立てることになります。

控訴を受けた高裁では、続審として、地裁で提出された主張・証拠が全て送られ、審理の対象となります。また、それ以外にも主張や証拠を追加することができます。

これらの主張・証拠を受けて、高裁の裁判官3名が判断することになります。本件で、裁判期日は10月～11月ころに定められることが想定されます。それまでに主張・証拠を追加する必要があります。地裁で既に多くの期日を重ねており、長野地裁で証人尋問も行っているところになりますので、裁判期日は第1回で結審となることも想定され、それを前提とした主張等追加の検討を行う必要があります。場合によっては、第1回期日の1～2か月後に判決言い渡し期日となる可能性があります。(弁護士：安藤雅樹)

### 憲法を顧みない、「裁判官」風であるということ 原告 金井奈津子

判決を聞き、怒りの後に襲ってきたのは、身震いするような「恐怖」でした。

裁判官は、日本国憲法第99条で『この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ』立場です。さらに第76条で『すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される』と明記されています。

にもかかわらず、尊重すべき、拘束されるべき憲法の前文に書かれている『平和のうちに生存する権利』を、「基本的精神及び理念を表明した抽象的概念であり、国民の具体的権利ではない」としたのです。

そして「我が国が戦争の当事者となり、あるいは、他国間の戦争に巻き込まれるなどの具体的なおそれが生じているとは認められない」とも言いました。

真辺裁判長はいつも眠そうでしたが、証人尋問に立った半田滋さん(防衛ジャーナリスト)の話を、やはりきちんと聞いていなかったのでしょうか。海上自衛隊の護衛艦が米軍、インド軍との共同訓練を、インド洋や南シナ海で約70日間も毎年行うことが、どういふことなのかを。イラク戦争、アフガン戦争、南スーダンで取材経験のある半田さんは「米軍による中国への圧力」だと言いつつ切っています。圧力をかけられた軍事力世界3位の、あの中国が黙っているわけではなく2019年8月、1カ月前には「米軍の空母がいた」海域近くに、ミサイルを撃ち込む「訓練」を行いました。半田さんは「その訓練の場に日本の自衛隊の艦艇がいたことは、米中対立に巻き込まれてもいいという意志を示したこと」と言っています。この状態を「具体的なおそれではない」と言う長野地裁の危機意識の低さにゾッとします。

22年間も内閣法制局に勤務し「ほぼその全期間、憲法9条と安保関係立法について法案審査や国会対応を行ってきた」宮崎礼壹元内閣法制局長官の、その人生を込めた「憲法9条には、集団的自衛権行使が認められる余地は全くない」の言葉も完全にスルー。判決には、暴力的に成立させた新安保法制の違憲性を検討した形跡は、まったくありませんでした。

何より恐ろしいのは『この憲法及び法律にのみ拘束される』はずの裁判官たちが、戦後日本のよりどころである立憲主義を「抽象的概念」だと言っていること。権力の行使を憲法で縛ることを放棄したということでしょうか。

けれど、この5年間で私たちは多くの仲間と、証言、証拠を得ました。落ち込んだけど、沈んだ後はジャンプするだけ。わずか70万人しか生まれない子どもたちと、今を生きる子どもたちの笑顔を消さないために、東京高裁で闘うしかないという思いを強くしています。

## 民主主義の危機

### 司法の役割を放棄した不当判決

弁護団長 佐藤 芳嗣

6月25日の長野地裁判決は、司法の役割を放棄した許し難い判決だ。判決は、「立憲主義」や「民主主義」は、「理念として抽象的概念」だという。しかし、紛れもなく立憲主義に基づき基本的人権を擁護することが、日本国憲法の存在意義である。「民主主義」などが単なる「理念」であり「抽象的概念」であって、立法、行政、司法が、憲法の前文と各条文が定める原理原則、諸規定に従わないならば、その国はもはや「民主的憲法をもつ法治国家」とはいえまい。

判決はまた、憲法前文の「平和」も「理念ないし目的として抽象的概念」で「多様な捉え方が可能」だという。しかし、司法の役割は、憲法前文や憲法9条が規定する「平和主義」の具体的内容を憲法の基本理念に基づき体系的に解釈し確認することがその本来の職責ではないのか。

判決の論理では、権力者は、「立憲主義」も「民主主義」も「平和主義」もいかようにも解釈できることになり、憲法の持つ規範性、最高法規性がなきに等しい。その意味するところは、「立憲主義」「民主主義」「平和主義」の否定であり、憲法で創設された統治機構にすぎない、しかし権力を有する者は、何ら憲法に拘束されることなく独裁的に権力を行使できることになる。この意味で、長野地裁の判決の論理は恐るべき違憲、違法な判決であり、裁判所自らが憲法破壊に加担した犯罪的な判決でさえある。

さらに、長野地裁は、憲法改正手続における「国民投票権」は、「国会が憲法改正案を発議しないときは」、有権者たる国民には「法的保護に値する国民投票に関する具体的な権利利益はない」とも断定している。この論理に従えば、内閣や国会は、憲法改正手続を経ないで実質的な憲法改正を自由になし得る、長野地裁はそのような広範な自由・独裁権力を内閣や国会に与えたことを意味する。これは恐るべき政治的裁判であり、憲法制定権者であり、憲法改正について国民投票権を有する我々権者を蔑ろにして恥じない、厚顔無知な裁判と断ぜざるを得ない。

今回の長野地裁の判決は、行政、立法のみならず、司法までもが想像を絶するほど劣化していることを示している。我が国の「民主主義」は危機的状況にあり、我々市民が民主主義、立憲主義、平和主義擁護の活動を力強く推進する必要がある。

## 肩透かしのテンプレート判決

### 裁判所は司法の役割を放棄した

原告団長 又坂 常人

6月25日、14回に及び口頭弁論を経て判決が言い渡された。なかば予想されていたことではあるが、結論は請求棄却。私は判決書を見て驚愕した。判決文は36ページあるが、判決理由を示す部分はわずか6ページ弱にすぎず、量的にも内容的にもスカスカ、私たち原告の主張を真摯に検討した形跡をまったく見いだしがたい代物であった。

全国で提起されている安保法制違憲訴訟において、これまで12の地方裁判所、3つの高等裁判所で判決が言い渡されているが、いずれも原告の請求が排斥されている。それらは判で押したように同じ体裁をとっている。まず、付随的違憲審査制に関する浅薄な理解が示され、具体的な権利侵害がなければ裁判にはならない①、という前提的枠組みが示される。そして平和的生存権については、「平和」概念の抽象性・多義性を理由にその具体性が否定され②、原告に生ずる精神的苦痛は、自分の意に沿わない立法に対する不満や漠然とした戦争に対する不安感にすぎないとして人格権侵害を否定する③。また、改憲発議がなされていない段階では国民の憲法改正権を覬念すること自体が不可能であるとして、憲法改正決定権侵害を否定する④。この①-④の枠組みは司法権による憲法判断回避を導く不動のテンプレートである。

長野地裁判決もこれを用いて私たちの主張を否定しただけではなく、信州訴訟における独自の主張、安定した立憲制に生きる権利の侵害についてもほとんど理由を示すことなく排斥した。また私が予備的に主張した憲法と実定防衛法規によって制度的に保障された権利としての平和的生存権についても、まともな法的吟味をすることなく否定した。さらに、安保法制制定とその施行によって生じた平和に対する現実的な危険について、事実に基づいて丁寧に陳述した半田証言には一言も言及せず、人格権侵害を否定するなど、これまで下された棄却判決に輪をかけたひどさであった。

私は、このような裁判所の姿勢に、いかなる詭弁を弄しても憲法判断を回避するのだという強い組織的意思を感じる。なぜこれほどに憲法判断を回避するのか。それは証人尋問において宮崎氏が述べたように、安保法制は「一見明白に憲法に違反」し、統治行為論の援用による違憲判断回避法理は使えないからに他ならない。その意味で累次の裁判所の態度は、この法律の違憲性を逆説的にあぶり出しているのである。司法の退廃ここに極まったと言うべきであろう。

私たちも覚悟を決めなければならないかもしれない。